

T o S T N e T 市場における更なる決済日の柔軟化について

2021年2月19日
株式会社東京証券取引所

I 趣旨

当取引所では、立会市場では円滑な執行が困難である大口取引やバスケット取引等の多様な執行ニーズに対応するための市場として、立会外市場（T o S T N e T 市場）を運営しています。昨年8月には、取引参加者及び投資者の利便性向上の観点から、決済日の柔軟化や委託者間VWAP取引の導入等の売買制度の見直しを実施していますが、決済日の柔軟化に関しては、より長期の決済サイクルでの取引についてもT o S T N e T 市場を通じて行いたいとのご要望を市場参加者から受けているところです。

そこで、投資者ニーズ等を踏まえたより柔軟な売買をT o S T N e T 市場で執行可能とする目的として、単一銘柄取引及びバスケット取引の決済日について、売買契約締結の日から起算して10日目までの任意の決済日を指定できるようにする見直しを行います。

II 概要

項目	内 容	備 考
1. 決済日の更なる柔軟化	<ul style="list-style-type: none">T o S T N e T 市場における単一銘柄取引及びバスケット取引の決済日について、現在の決済日（売買契約締結の日から起算して3日目（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）から6日目までの任意の決済日）に加えて、売買契約締結の日から起算して2日目又は7日目から10日目までの任意の決済日の指定を可能とします。取引参加者はT o S T N e T 取引に係る呼値を行う際、顧客はT o S T N e T 取引の委託をする際に、それぞれ決済日を明らかにするものとします。顧客は、注文委託時に指示した決済日の午前9時までに売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとします。	<ul style="list-style-type: none">売買契約締結の日に決済を行う取引については、今回の見直しの対象外です。売買契約締結の日から起算して2日目を決済日とする取引の取引時間は8:20～12:30とします。同一参加者間のクロス取引及び異なる参加者間の相手方指定取引のいずれの場合でも指定可能です。出資証券について、配当落又は権利落として定める期日の売買についても、売買契約締結の日から起算して10日目までの決済日が指定可能となります。

項目	内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単一銘柄取引及びバスケット取引の対象であるすべての商品（転換社債型新株予約権付社債券を除く）に適用します。 ・ 売買契約締結の日から起算して 7 日目から 10 日目のいずれかの日を決済日とする T o S T N e T 取引については、貸借取引を行うことが可能です。 ・ 信用取引における顧客による委託保証金の差入れは、売買契約締結の日から起算して 2 日目を決済日として指定する場合は、売買契約締結の日から起算して 2 日目の正午までの取引参加者が指定する日時までに、売買契約締結の日から起算して 7 日目から 10 日日のいずれかの日を決済日として指定する場合には、売買契約締結の日から起算して 3 日目の正午までの取引参加者が指定する日時までに行うものとします。 ・ 売買契約締結の日以後に、当該売買契約締結日から決済日までの間に効力発生日が到来する株式分割等が公表された場合においては、当取引所は、当該取引を権利落売買とみなしたうえで、当取引所が定めるところに従い決済を行うことを定めることができるものとします。 ・ その他、売買契約締結の日から起算して 2 日目又は 7 日目から 10 日目までの任意の決済日の選択を可能とすることに伴い、以下の期間又は期日等の定めについても併せて変更を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 配当落等の期日、株式併合後の株券を対象として売買を開始する期日、取得対価の変更期日等 ➤ 自己の信用売り又は信用買いの決済期限及び信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買契約締結の日から起算して 2 日目の日を決済日とする T o S T N e T 取引については、貸借取引を行うことはできません。 ・ 信用取引に係る委託保証金の追加差入れについては、損失計算が生じた日から起算して 3 日目の日の正午までの取引参加者が指定する日時までに差入れさせなければならないものとします。 ・ 具体的には、当取引所において、公表された分割比率等に応じて、決済数量及び約定値段等の調整を行います。 ・ 調整を行う場合には、その内容について事前に公表を行います。

III 施行日（予定）

実施時期は2021年5月を目指とし、当取引所及び取引参加者における対応状況等も踏まえて決定します。

以上